

4月は統一地方選挙が執行されます

県議会議員選挙・市議会議員選挙

今月は、統一地方選挙（埼玉県議会議員一般選挙・深谷市議会議員一般選挙）が執行されます。

投票日当日の投票

時間 午前7時～午後8時
場所 市内48投票所（入場券に記載してありますので、お間違えのないよう必ず確認してください）

代理投票制度

投票所では、身体が不自由な方や、自分で字を書くことができないかたのために代理投票制度があります。投票所の係員に申し出れば、代理投票ができます。係員は、投票に関して絶対に他人に漏らしてはいけないことになっていきます。また、目が不自由なかたのために点字器と点字用の投票用紙を用意してありますので、投票

所の係員に申し出れば点字での投票ができます。

投票所の変更

48投票所のうち、第6投票所と第18投票所が変更になりました。お間違えのないようお願いします。第6投票所は、藤沢小学校体育館内が、藤沢公民館内に変更になります。また第18投票所は、明戸地区体育館内が、明戸小学校体育館内に変更になります。

投票は、あなたの声を政治に反映させる大切な一票です。みんなそろって投票しましょう。

問い合わせ 選挙管理委員会

571 1211（代表）
選挙当日のお問い合わせは、こちらの番号にお願いします

公共施設は全面禁煙です。
ご協力をお願いいたします。

人材バンクに

登録してください

市では、市民の皆さんの市政参加促進と、専門知識や能力を市政に生かすことを目的に「深谷市人材バンク」を整備しています。

「深谷市人材バンク」に登録していただいたかたには、各種審議会への参加や講演会・講習会などの講師をお願いすることがあります。

募集分野は、教育・文化・法律経済・医療・建築・地域活動・消費生活などさまざまです。

次のようなかたを募集します
各分野の識見をお持ちのかた、ならびに有資格者
個人・勤務先・各種団体などで社会活動を行っているかた
市政や地域の発展に熱意を持って貢献できるかた
応募用件
20歳以上で、原則として市内に在住または活動の場をお持ちのかた

第1次募集期間
4月27日 まで
その後も随時募集を受け付け

ます

問い合わせと申し込み

政策推進課（574 8096）に直接または電話でお申し込みください。ただし、土・日曜日は除きます。後日、本人あてに所定の用紙をお送りします。平成17年度および18年度中に「深谷市人材バンク」に登録されたかたは、再登録の必要はありません（平成16年度に登録されたかたは、登録更新の年度になりますので、後日、通知を郵送します）

都市計画法が

改正されました

平成18年5月31日に都市計画法が改正され、これまで都市計画法の許可が不要とされてきた医療施設、社会福祉施設、学校などを目的とした開発行為（区画の変更や造成など）や建築行為が規制の対象となりました。

なお、新たな規制が実施されるのは、平成19年11月30日からとなります。

医療施設などの新築、移転、増改築、施設の用途変更などの予定がある場合は、早めに相談

してください。

問い合わせ

開発指導課（574 6655）へ

都市計画に関する

公聴会を開催します

県が決定する都市計画の案を作成するに当たり、住民の皆さんにご意見をお聴きするため、公聴会を開催します。

内容

深谷都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」

とき 5月16日 午後2時～

ところ 深谷生涯学習センター・深谷公民館

公述（公聴会で意見を述べること）の申し込み

公述申出書を4月27日（必着）までに直接または郵送で都市計画課へ提出してください。なお、公述申出書の様式は次の閲覧場所に用意してあります。希望者が多い場合は選定することがあります。また、申し出がない場合には、公聴会は中止となります。

閲覧場所

都市計画課（市役所南別館2階）、県住宅課、県熊谷県土整備事務所

閲覧期間

4月16日～27日（土・日曜日を除く）午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ

都市計画課（366 0822・深谷市仲町18 7・574 6654）、県住宅課（048 830 5571・<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BH00/main/jyutakumenu.htm>）へ

おむつサービス事業の

変更について

平成19年4月から、おむつサービス事業の内容が、次の通り変更になります。

変更内容

利用者の希望するおむつを、月1回配送により支給します。支給限度基準額は、1月につき1人当たり5,000円として支給額の1割が自己負担



介護保険自己負担額の一部

助成対象者の拡大について

介護保険の在宅サービス（デイサービスなど）を利用している低所得のかたには、1割の自己負担額の一部を助成しています。

助成の対象となるかたは、表の条件を満たすかたで、4月のサービス利用分から介護保険料

第3段階のかたも助成の対象とし、自己負担額の4分の1の助成をします。

対象者 (介護保険料段階)	助成割合	対象サービス
第1段階のかた (生活保護を受けているかたを除く)	1 / 2	・ デイサービス、ホームヘルパーなどの介護保険の在宅サービス（住宅改修費・福祉用具購入費の支給、特定施設入居者生活介護を除く）
第2段階のかた		
第3段階のかた (4月利用分から)	1 / 4	特別養護老人ホームなどの施設に入所しているかたは対象外となります

申請方法および申請場所
各サービスの領収書をお持ちの上、長寿福祉課および総合支所の福祉健康課で申請してください

問い合わせ

長寿福祉課（574 8544）、岡部福祉健康課（585 2214）、川本福祉健康課（583 2532）、花園福祉健康課（584 1123）へ